

住みたい、住み続けたいまちの実現を目指して

～ 町民・議会・行政が心をひとつにして奏でるハーモニー ～

上牧町まちづくり基本条例

検証結果報告書

平成31年3月

上牧町まちづくり基本条例検証委員会

目次

第1章 総則 第3条（基本原則）	14
第1章 総則 第4条（最高規範性）	16
第2章 町民の権利と義務 第5条（まちづくり参画の権利）	18
第2章 町民の権利と義務 第6条（未成年のまちづくり参画の権利）	20
第2章 町民の権利と義務 第7条（まちづくり参画における町民の責務）	22
第3章 議会の議員の役割と責務等 第8条（議会の役割と責務）	24
第3章 議会の議員の役割と責務等 第9条（議会の権限）	26
第3章 議会の議員の役割と責務等 第10条（議員の役割と責務）	28
第4章 執行機関の役割と責務等 第11条（町長の責務）	30
第4章 執行機関の役割と責務等 第12条（職員採用等）	32
第4章 執行機関の役割と責務等 第13条（執行機関の責務）	34
第4章 執行機関の役割と責務等 第14条（町職員の責務）	36
第4章 執行機関の役割と責務等 第15条（法令の遵守等）	38
第5章 町政運営 第16条（組織の編成）	40
第5章 町政運営 第17条（危機管理）	42
第5章 町政運営 第18条（総合計画等の策定）	44
第5章 町政運営 第19条（説明責任）	46
第5章 町政運営 第20条（応答責任）	48
第5章 町政運営 第21条（財政運営及び制度の整備）	50
第5章 町政運営 第22条（予算編成、執行及び決算）	52
第5章 町政運営 第23条（財産管理）	54
第5章 町政運営 第24条（財政状況の公表）	56
第5章 町政運営 第25条（行政評価）	58
第5章 町政運営 第26条（個別外部監査）	60

第 6 章 情報の共有等 第 27 条 (情報の公開及び提供)	62
第 6 章 情報の共有等 第 28 条 (情報共有の推進)	64
第 6 章 情報の共有等 第 29 条 (情報の収集及び管理)	66
第 6 章 情報の共有等 第 30 条 (個人情報の保護)	68
第 6 章 情報の共有等 第 31 条 (選挙公報等)	70
第 7 章 参画と協働 第 32 条 (まちづくり参画における町の責務)	72
第 7 章 参画と協働 第 33 条 (審議会等)	74
第 7 章 参画と協働 第 34 条 (住民投票)	76
第 7 章 参画と協働 第 35 条 (まちづくり協議会)	78
第 8 章 広域連携等 第 36 条 (広域連携)	80
第 9 章 条例の見直し 第 37 条 (取り組み状況の評価)	82
第 9 章 条例の見直し 第 38 条 (条例の見直し)	84
第 9 章 条例の見直し 第 39 条 (条例の改正)	86

はじめに

本町では、平成 26 年 4 月に、まちづくりの基本となるルールや町民、議会、行政の役割と責務などを定めた「上牧町まちづくり基本条例」を制定し、町民が住みたい、住み続けたいまちの実現を目指して取り組みを推進しているところです。

本条例は、本町における最高規範であり、本来安易に変更されるべきものではありませんが、社会状況に適合した内容となっているか定期的に検証する必要があります。このため、本条例第 38 条第 1 項において、「町は、5 年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。」と規定されていることから、本条例施行後 5 年目にあたる平成 30 年度において検証を実施することとなりました。

また、検証にあたっては、住民主体の審議がなされるよう、本条例第 38 条第 2 項の規定に基づき、町民 5 名、学識経験者 3 名、町議会議員 2 名、町職員 2 名で構成された「上牧町まちづくり基本条例検証委員会」が設置されました。本検証委員会において、町民との協働による検証を行い、このほど、本条例の取組状況、取組から見てきた成果・課題、改正の必要性などについて「検証報告書」をとりまとめました。

本条例制定後初めての検証となりましたが、今回の検証を踏まえながら、町民・議会・行政が力を合わせ、本町を未来へとつないでいくために、今後も町政運営、まちづくりに取り組まれることを期待します。

上牧町まちづくり基本条例検証委員会

検証の考え方

上牧町まちづくり基本条例を検証するにあたって、以下の4つの視点に基づき、検証を行いました。

1. 条例の規定に則った制度が整備されているか

本条例で定めたまちづくりにおける協働・参画のルールに基づき、必要となる制度が整備されているか。

2. 社会状況に適合しているか

人口減少・少子高齢化の進行、景気動向の不確実性、災害の発生など、本町を取り巻く環境の変化や国の法律の制定・改廃などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が現在の社会状況に適合しないものはないか。また、新たな事項や内容を追加する必要はないか。

3. 条例に則った運用がなされているか

まちづくりの主体である町民・議会・行政がその役割や責務を認識し、本条例に規定されている内容に則った運用がなされているか。

4. 形骸化していないか

本条例は、公募町民等を構成員とする策定委員会で作成されたものであることから、制定当時の思いを念頭に置きながら、運用状況と照らして、その意義や内容が失われたものとなっている事項等がないか。

検証の進め方

1. 庁内での検証

検証委員会での検証にあたって、事前に各課での条例の運用状況をもとに、内部体制による検証を行い、「内部検証結果報告書」として自己評価をとりまとめました。

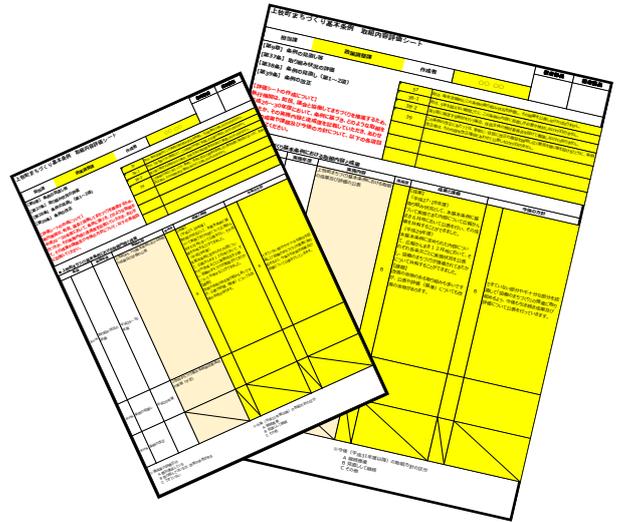
2. 上牧町まちづくり基本条例検証委員会での検証

議会・行政がとりまとめた内部検証の内容をもとに、「上牧町まちづくり基本条例検証委員会」において審議を重ね検証報告書を取りまとめました。

庁内での検証について

1. 庁内各担当課、議会における事業の洗い出し

上牧町まちづくり基本条例第 38 条の規定に基づき、条例の見直しについて検討するにあたり、本条例制定後 5 年間における運用面での成果と課題や達成度、今後の方針などの自己評価について検証するため、各課及び上牧町議会に評価シートの作成を依頼し、取組状況について洗い出しを行いました。



2. 内部検証資料の作成

各課から提出された評価シートについては各条文ごとに一覧表にとりまとめ、部長級職員による内部検証用の資料として活用しました。（この資料は本町における条例制定後 5 年間の取組状況が網羅されたものとして、検証委員会においても参考資料として活用しました。）

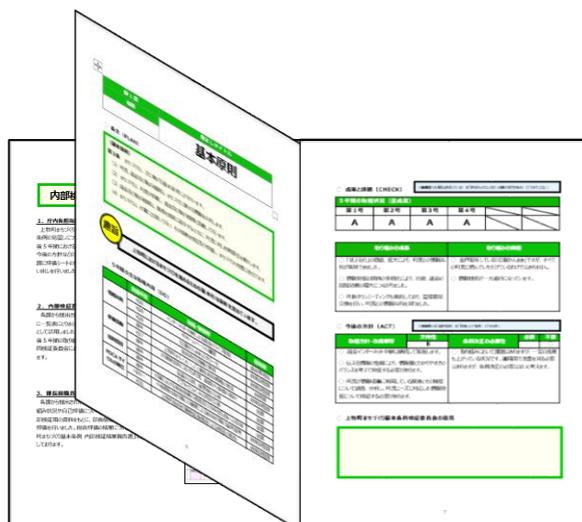
※議会については、上牧町議会による内部検証を別途行いました。

3. 部長級職員による評価シートの総合評価

各課から提出された評価シートにより洗い出された取組状況や自己評価について、一覧表にとりまとめた内部検証用の資料をもとに、部長級職員が精査し、総合評価を行いました。総合評価の結果については、「上牧町まちづくり基本条例 内部検証結果報告書」に反映しています。

4. 内部検証結果報告書の作成

部長級職員による総合評価をとりまとめ、「上牧町まちづくり基本条例内部検証結果報告書」を作成いたしました。（第3章を除く）作成した報告書については、「上牧町まちづくり基本条例検証委員会」において、これまでの運用状況を踏まえて、条例の改正等について検討していただく際に活用し、検証委員会の検証結果報告書の原案となっています。



検証委員会での検証について

1. 5年間の主な取り組み

各条文の趣旨を踏まえて、本条例施行後5年間において取り組んできた主な内容としてふさわしいものを整理するものです。

2. 成果と課題

本条例が施行されたことで、本町でどのようなまちづくりが推進されたのか、またどのような成果や変化が生まれたのか、条例を推進するなかで見えてきた成果と課題を整理するものです。

3. 今後の方針

(1) 取組方針・改善策等

これまでの取り組みのなかで見えてきた成果と課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、課題解決に向けた考え方を整理するものです。

(2) 条例改正の必要性

制定当初のねらいやこれまでの運用状況、現在の社会状況等と照らし合わせ、運用にあたってあいまいな点や難しい点はないか、また、社会状況の変化による修正、新たに加えるべき規定がないかなど、条例改正の必要性について確認するものです。

4. 検証委員会からのコメント

本条例の運用状況や成果・課題、今後の取組方針を踏まえ、条文修正の必要性や今後の推進に向けて、各条文ごとに助言や意見、評価などを取りまとめています。

4. 検証委員会の開催

本条例第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいた検証委員会を設置し、下記のとおり会議を開催いたしました。今回は条例制定後初めての検証となることから、目的と定義（第 1～2 条）を除く各条文について、これまでの運用状況や取組内容による成果や課題、今後の方向性について評価を行うとともに、それぞれの検証の視点から今後の推進に向けて意見交換をし、条例改正の必要性について検討、確認を行いました。

	日程	会議内容
第 1 回	平成 30 年 7 月 19 日	◇ 検証委員会の設置、委嘱状交付 ◇ 委員長、副委員長の選任 ◇ 検証委員会の役割、進め方について ◇ 第 8 章（第 36 条）についての検証
第 2 回	平成 30 年 8 月 31 日	◇ 第 4 章（第 11 条～第 15 条）についての検証 ◇ 第 5 章（第 16 条～第 26 条）についての検証
第 3 回	平成 30 年 10 月 10 日	◇ 第 6 章（第 27 条～第 31 条）についての検証 ◇ 第 7 章（第 32 条～第 35 条）についての検証
第 4 回	平成 30 年 11 月 20 日	◇ 第 1 章（第 3 条～第 4 条）についての検証 ◇ 第 2 章（第 5 条～第 7 条）についての検証
第 5 回	平成 31 年 1 月 10 日	◇ 第 3 章（第 8 条～第 10 条）についての検証 ◇ 第 9 章（第 37 条～第 39 条）についての検証

報告書の見方について

条文と条文の趣旨を示しています。

第1章	見出しタイトル
総則	基本原則
第3条	

○ 条文 (PLAN)

(基本原則)

第3条 まちづくりは、次に掲げる基本原則により行います。

- (1) 町民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (2) まちづくりは、町民が参画し、議会及び執行機関と協働して行います。
- (3) 議会及び執行機関は、職務を誠実に遂行するとともに、町民に対し説明責任を果たします。
- (4) まちづくりは、計画に立脚して行い、その結果を検証及び評価し、まちづくりの改善に役立てます。

趣旨

上牧町におけるまちづくりを進めるための基本的な原則を定めています。

条文の趣旨を踏まえて、この5年間で取り組んできた主な内容について示しています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
情報共有	H26	議会	新規	インターネット中継による議会のライブ配信	議会事務局
	通年	広報	既存	町ホームページの運営	政策調整課
	H28	広報	新規	「広報かんまき」のカラー化	政策調整課
参画協働	通年	防災	新規	総合防災訓練の実施	総務課
	H27	少子化対策	新規	上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	政策調整課
説明責任	通年	全般	既存	計画策定時における町民、議員から委員の選出	全課
	通年	全般	既存	会議の公開、議事録の公表	全課
	通年	全般	既存	パブリックコメントの回答公表	全課
PDCAサイクルの確立	通年	全般	既存	計画における実施結果の精査及び次年度以降への反映	全課
	H29～	全般	新規	中長期財政計画との連携による総合計画の進捗管理	政策調整課
	H30	全般	新規	上牧町総合計画検証委員会による検証の実施	政策調整課

※右ページの赤字箇所については、検証委員会での意見を踏まえ、変更、追記した箇所になります。

この5年間における取組状況の評価と条例の推進にあたっての成果と課題を整理しています。

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「ほぼ達成している」 B「取り組んでいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)					
第1号	第2号	第3号	第4号		
A → B	A	B → A	B		

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> 「見える化」の徹底、拡大により、町民との情報共有が実現できました。 情報発信の媒体の多様化により、行政、議会の周知効果の増大につながりました。 町長タウンミーティングも実施しており、直接意見交換を行い、町民との情報共有を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> 全戸配布している「広報かんまき」ですが、すべての町民に読んでいただけているわけではありません。 情報提供が一方通行になっています。

条例の推進にあたっての成果と課題を踏まえて、今後の方針と条例改正の必要性について考えを示しています。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直しして推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> 議会インターネット中継は継続して実施します。 伝える情報の性質により、情報量とわかりやすさのバランスを考えて発信する必要があります。 町民が情報収集に利用している媒体とその頻度について調査、分析し、町民ニーズに対応した情報発信について検証する必要があります。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要がありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

取組状況や成果・課題、今後の方向性を踏まえ、検証委員会で挙げられた委員の意見をまとめています。

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

- 情報が一方通行になっているのであれば、「説明責任」は果たしているが、十分な「情報共有」には至っていないといえるので、第1号は「B」評価、第3号は「A」評価とすべき。
- 本来則るべき基本原則については、運用面での課題の改善に向けて今後も引き続き取り組みを進めていただきたい。

検証結果

第1章	見出しタイトル
総則	基本原則
第3条	

○ 条文 (PLAN)

(基本原則)

第3条 まちづくりは、次に掲げる基本原則により行います。

- (1) 町民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (2) まちづくりは、町民が参画し、議会及び執行機関と協働して行います。
- (3) 議会及び執行機関は、職務を誠実に遂行するとともに、町民に対し説明責任を果たします。
- (4) まちづくりは、計画に立脚して行い、その結果を検証及び評価し、まちづくりの改善に役立てます。



上牧町におけるまちづくりを進めるための基本的な原則を定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
情報共有	H26	議会	新規	インターネット中継による議会のライブ配信	議会事務局
	通年	広報	既存	町ホームページの運営	政策調整課
	H28	広報	新規	「広報かんまき」のカラー化	政策調整課
参画協働	通年	防災	新規	総合防災訓練の実施	総務課
	H27	少子化対策	新規	上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	政策調整課
	通年	全般	既存	計画策定時における町民、議員から委員の選出	全課
説明責任	通年	全般	既存	会議の公開、議事録の公表	全課
	通年	全般	既存	パブリックコメントの回答公表	全課
PDCAサイクルの確立	通年	全般	既存	計画における実施結果の精査及び次年度以降への反映	全課
	H29～	全般	新規	中長期財政計画との連携による総合計画の進捗管理	政策調整課
	H30	全般	新規	上牧町総合計画検証委員会による検証の実施	政策調整課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)					
第1号	第2号	第3号	第4号		
A → B	A	B → A	B		

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「見える化」の徹底、拡大により、町民との情報共有が実現できました。 ○ 情報発信の媒体の多様化により、行政、議会の周知効果の増大につながりました。 ○ 町長タウンミーティングも実施しており、直接意見交換を行い、町民との情報共有を図りました。 ○ 最上位計画である総合計画において、庁内体制を整備し、内部検証を行い、達成度等の進捗状況の管理と今後の方向性について検討を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全戸配布している「広報かんまき」ですが、すべての町民に読んでいただけているわけではありません。 ○ 情報提供が一方通行になっています。 ○ 行政以外の役割についての検証ができていません。 ○ パブリックコメントへの関心を高めることができていません。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会インターネット中継の周知やパブリックコメントの実施時期について改善を図ります。 ○ 伝える情報の性質により、情報量とわかりやすさのバランスを考えて発信するとともに、町民が情報収集に利用している媒体とその頻度について調査、分析し、町民ニーズに対応した情報発信を努めます。 ○ 総合計画に関する情報を発信することにより、協働の考え方や、町民や町内事業者の役割について認識が浸透するように努めます。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 情報が一方通行になっているのであれば、「説明責任」は果たしているが、十分な「情報共有」には至っていないと言えるので、第1号は「B」評価、第3号は「A」評価とすべき。

○ 本来則るべき基本原則については、運用面での課題の改善に向けて今後も引き続き取り組みを進めていただきたい。

第1章	見出しタイトル
総則	最高規範性
第4条	

○ 条文 (PLAN)

(最高規範性)

第4条 この条例は、上牧町におけるまちづくりの最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければなりません。

2 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図り、まちづくりの基本的な計画の体系化と制度の整備に努めなければなりません。



本町には、既に数多くの条例、規則等が制定され、施行されていますが、ここでは、この条例の「まちづくりの最高規範」という位置づけを明確にし、他の条例、規則等との関係について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
最高規範	通年	全般	既存	条例等の制定	全課
基本的な体系化と制度の整備	H29	全般	既存	総合計画の策定	政策調整課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
A → B	A → B			

取り組みの成果	取り組みの課題
<p>○ 条例等の制定においては、上牧町まちづくり基本条例の趣旨を最大限尊重するため、各課において既存の条例等について照合を行い、抵触するものがないことを確認しました。</p> <p>○ 最上位計画である「総合計画」については、PDCA サイクルによる進行管理体制の確立や「協働の考え方」の項目設定など、上牧町まちづくり基本条例の趣旨に照らして策定できたことにより、協働のまちづくりの具現化を推進することができています。</p>	<p>○ 総合計画の進行管理における行政以外の役割、責任の所在について不明確なところがありますが、各課において、町民の役割や関わりを意識しながら日々の業務に落とし込めることを期待しています。</p> <p>○ 日々の業務において、すべての課、すべての職員が理念を実践できるところまで至っていません。</p>

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A → B			○
<p>○ 今後も関係法令と照合しながら上牧町まちづくり基本条例を最高規範とした条例等の制定・改廃に努め、基本条例の理念を日々の業務に落とし込めるように取り組んでいきます。</p> <p>○ 総合計画の見直し、次期計画の策定においても最高規範たる上牧町まちづくり基本条例の趣旨を最大限に尊重したものにします。</p>		<p>○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。</p>		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 条例制定による社会的変化が見えてこず、理念の実践に至っていない事務が散見されることから「B」評価とすべき。

○ 条例をはじめ、規則、要綱、その他計画等の基本的なルールが、まちづくり基本条例に則しているか、各課の責任において、制定、改廃、運用にあたって確認していただきたい。

○ 本条例の趣旨を達成するため、条例、規則、要綱等に生かされていくような運用を期待したい。

○ 総合計画の具体的な推進にあたっては、条例の趣旨の沿って進めるなかでの課題を踏まえて、今後改善を図っていただきたい。

第2章	見出しタイトル
町民の権利と義務	<h1>まちづくり参画の権利</h1>
<h2>第5条</h2>	

○ 条文 (PLAN)

(まちづくり参画の権利)

第5条 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。



まちづくりにおける町民の権利を定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
まちづくり参画の権利	通年	全般	既存	各種計画等策定に係るパブリックコメントの実施	全課
	通年	全般	既存	各種計画等の策定に係るアンケート調査の実施	全課
	通年	議会	既存	請願・陳情の受付	議会事務局
	通年	教育	既存	上牧町学校地域パートナーシップ事業の実施	社会教育課
	H27 ～	地域活性	既存	ペガサスホールの運営再開	社会教育課
	通年	高齢化対策	既存	地域包括支援センター運営委員会委員の選任	生き生き対策課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況
(達成度)

A → B

取り組みの成果	取り組みの課題
<p>○ 各種計画等の策定にあたり、審議会委員の町民委員の選任やアンケート調査、パブリックコメントの実施など、まちづくりに参画する機会を積極的に推進できました。</p>	<p>○ 住民から寄せられるパブリックコメントはまだまだ少ない状況です。</p> <p style="color: red;">○ まちづくり参画の権利の保障に努めていますが、関心を持っている人に届けられておらず、十分に行使していただけていません。</p>

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A → B			○
<p>○ 今後も引き続き、計画等の策定にあたっては、町民ニーズ、現況課題の把握のため、まちづくり参画機会の確保に努めるとともに、関心を高める工夫と関心を持っている町民と情報共有できる工夫に努めます。</p> <p>○ 各種計画等の策定において、パブリックコメントの期間や閲覧場所を再検討するなど改善に努めます。</p>	A → B	<p>○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要がありますが、条例改正の必要はないと考えます。</p>		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 内部検証結果については、権利保障が実際に生かされていないので、「A」評価ではなく「B」評価であると考えます。

○ パブリックコメントの仕組みについては、改善を図っていただきたい。

○ 町民参画の権利をしっかりと定着させることが重要である。町民が権利を行使しやすい環境づくりや権利を有していることを認知していただくために周知を工夫し、参画意欲を持っていただけるよう取り組んでいただきたい。

第2章	見出しタイトル
町民の権利と義務	未成年のまちづくり参画の権利
第6条	

○ 条文 (PLAN)

(未成年のまちづくり参画の権利)

第6条 未成年の町民についても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。



まちづくりにおける未成年の町民の権利を定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
未成年のまちづくり参画の権利	隔年	教育	新規	上牧町子ども議会の開催	教育総務課
	H27～28	全般	既存	総合計画審議会における未成年委員の選任	政策調整課
	H27～	全般	新規	奈良県立大学との包括連携協定の締結	政策調整課
	H27	少子化対策	新規	上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略アンケート調査	政策調整課
	通年	教育	既存	上牧町ジュニアリーダー研修事業の実施	社会教育課

○ **成果と課題 (CHECK)**

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度) B

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業によっては、年齢制限を緩和することができました。 ○ 若者の参画意欲を確認することができました。 ○ 大学連携においては、相互の資源を活用しながら、町の発展や人材育成を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学業が多忙であるため、委員会への出席率が低くなります。 ○ 大学連携は現在一校のみであり、活用できる分野は限定されます。

○ **今後の方針 (ACT)**

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 未成年の意見を取り入れる仕組みの構築を検討します。 ○ 参加しやすい日時や機会の設定について検討し改善に努めます。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ **上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見**

- 未成年の町民がまちづくりに参画する権利の保障が十分とは言えないので、今後、権利を行使できる環境を作り上げていただきたい。
- 子ども議会の開催にあたっては、地域全体で子どもを育てていくために議会事務局や学校と連携を深めていただきたい。

第2章	見出しタイトル
町民の権利と義務	まちづくり参画における町民の責務
第7条	

○ 条文 (PLAN)

(まちづくり参画における町民の責務)

第7条 町民は、まちづくりに関する多様な活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重しなければなりません。

趣旨

まちづくりにおける町民が担う責務について定めています。これは、法的な「義務」ではなく、町民が主体的に果たす「責務」として定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		事業分野	新・既		
まちづくり参画における町民の責務	H29	全般	新規	総合計画における「協働の考え方」の項目設定	政策調整課
	通年	地域活動支援	既存	上牧町協働のまちづくり公募型補助金	政策調整課
	通年	環境保全	既存	ささゆりの会の活動	まちづくり創生課
	通年	環境保全	既存	滝川一斉清掃の実施	まちづくり創生課
	通年	生涯学習	既存	文化協会事業の実施	社会教育課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況
(達成度)

A → B

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに策定した総合計画では、町民の担うべき役割を明確に示し、協働によるまちづくりの更なる推進を目指すものにできました。 ○ 町民の自主的な地域活動が活性化し、新たな活動団体が生まれました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民で組織された団体による地域活動においては、完全に自立できていないケースもあります。 <li style="color: red;">○ 町民の責務については、町民への十分な説明、意識の浸透を図る必要があります。 <li style="color: red;">○ 町民は、自治会に求められる様々な役割を自覚するとともに、支え合う地域福祉の実現のため、一人ひとりが地域活動を分担するという共通認識の確立が求められます。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A → B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の町民だけでなく、町民全体がまちづくりにおけるその責務を理解し遂行できるよう検討します。 ○ 自主的な団体として自立を促していきます。 <li style="color: red;">○ 住民自治を育てるための町民への意識啓発を図ります。 	A → B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

- まちづくりに関する町民の多様な活動が自治を育てるということについての認識が浸透しておらず、担い手も減り、住民自治が成立しなくなっている。住民に危機感も薄く「A」評価は認められない。「B」評価が妥当であるとする。
- 本当の町民、市民を育てていくこと、一人ひとりが町を構成しているということを認識し、責務を自覚していただけるような学びの機会を設け、具体的な取り組みを進めていきたい。
- 分権社会となり、国に頼ることはできず、地域共生社会、また地域包括支援や在宅介護など地域福祉を進めていくことになるが、行政や事業者と協働していくことが町民全体の責務であり、自分たちの暮らしを支える活動を組織化するひとつの方法としてまちづくり協議会があるので、地縁組織の現状を踏まえて、仕組みを強化推進していくことを期待している。

第3章	見出しタイトル
議会の議員の役割と責務等	議会の役割と責務
第8条	

○ 条文 (PLAN)

(議会の役割と責務)

第8条 町議会は、直接選挙により選ばれた議員で構成される、町としての意思を審議及び決定する機関として設置され、この条例に基づき議会としての責務を果たします。

- 2 議会は、住民が議会活動に関心と理解を深めるよう積極的に情報を提供するとともに、議会及び委員会の全ての会議を公開し、住民と情報を共有します。ただし、必要と認められる時は、会議を非公開とすることができます。その場合は、非公開とする理由を公表しなければなりません。
- 3 議会は、主権者である住民に対する説明責任を果たすため、議会における意思決定の内容及びその過程を説明しなければなりません。
- 4 議会は、住民参画を推進するため、公聴会や参考人制度等を活用するとともに、住民との対話の場を設け、広く意見を求め、住民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。
- 5 議会は合議制であることを自覚し、長期的展望をもって政策を議論し、まちづくりに必要な政策提案と立法活動を行わなければなりません。
- 6 議会は、その権限を有効に用いて、執行機関の町政運営を調査並びに監視し、その結果を公表しなければなりません。



議会の役割と果たすべき責務について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
議会の責務 情報提供、 情報共有 説明責任	通年	議会活動	既存	議会報告会の開催	上牧町議会
住民の声 の政策反 映 政策提案・ 立法活動	通年	議会活動	既存	議会や委員会における政策提案	上牧町議会

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)	
第1～3項	第4～6項
A	B

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 年2回開催している議会報告会で受けた住民の意見については一般質問において対応してきました。 ○ 政策提案については各議員レベルで一般質問や委員会審議において実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会でお聞きした住民の意見を反映し、一般質問や政策提案を行っているが、議会と住民とが身近に意見交換ができる機会が少ないのが課題である。 ○ 議会からの立法についてはここ3年間で実施実績がありません。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民との意見交換を密に図り、住民の声を町政に反映できるよう、出前講座の実施を検討します。 ○ 立法活動に向けて取り組みます。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

- 広報のあり方として、議会報告会や議会だより等で議会の成果を総括し、わかりやすく具体的に周知することにより、議会への関心や信頼度を高めていただきたい。
- 長期的展望を持った政策提案については、様々な課題を踏まえ、議会として上牧町の将来を見据えながら主体的に取り組んできていただきたい。
- 議会報告会等で挙げた町民の意見が、どのように行政に届けられ、反映されたのか、またはどのように取扱うのか、その成果や課題について示していただきたい。
- 議会基本条例の検証もひとつの成果であるとする。

第3章	見出しタイトル
議会の議員の役割と責務等	<h1>議会の権限</h1>
第9条	

○ 条文 (PLAN)

(議会の権限)

第9条 議会は、まちづくりの主体を町民としたこの条例の主旨に基づき、議会の責務を果たすため権限を行使します。

2 議会は、条例の制定改廃や決算の認定など法に定められた権限、執行機関の町政運営を監視、けん制する権限並びに次に掲げる事項を議決する権限を持っています。

- (1) 基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下これらを「総合計画」といいます。）
- (2) 住民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度
- (3) 他市町村との協定並びに連携



議会が持つ権限について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
議会の権限	通年	議会活動	既存	条例の改廃、決算の認定、総合計画の議決などにおける議会での理事者側との議論	上牧町議会
条例の改廃、決算の認定等					
総合計画の議決					
住民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の議決					

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
A	A			

取り組みの成果	取り組みの課題
<p>○ 総合計画や決算認定、条例の制定・改正については、各委員会や議会において議論を尽くし理事者側に説明を求めました。</p>	<p>○ 特にありません。</p>

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<p>○ 今後も引き続き、行政との議論を実施します。</p>		<p>○ 条例により、取り組みが推進されており、改正の必要はないと考えます。</p>		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 条例に定められた権限を適切に行使されています。

○ 町民として、町民の要望が議会での審議を通じて反映されていることを実感しています。

第3章	見出しタイトル
議会の議員の役割と責務等	<h1>議員の役割と責務</h1>
第10条	

○ 条文（PLAN）

（議員の役割と責務）

- 第10条** 議員は、住民により選ばれた公職者として、責任を自覚するとともに品位を保持し、住民全体の福祉の向上と暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実に職務を果たさなければなりません。
- 2 議員は、議会活動に関する情報を住民に分かりやすく説明するとともに、広く住民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければなりません。
- 3 議員は、行政活動が適正かつ効率的並びに効果的に行われるよう監視と点検を行い、一般質問及び質疑を活用して、行政の改善を促進しなければなりません。
- 4 議員は、常に課題意識を持ち、広く町内外の情報を収集してまちづくりの調査研究を行い、政策立案能力及び審議能力の向上に努めなければなりません。



まちづくりにおける議員の役割と担うべき責務について定めています。

○ 5年間の主な取組内容（DO）

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
議員の責務	通年	議会活動	既存	町民の声を政策に反映	上牧町議会
説明責任・政策提案	通年	議会活動	既存	個人研修での情報収集	上牧町議会
行政活動の監視と点検、行政の改善促進	通年	議会活動	既存	予算委員会・決算委員会での審議	上牧町議会
政策立案・審議能力等の能力向上	通年	議会活動	既存	委員会研修への参加	上牧町議会

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)			
第1項	第2~4項		
A	B		

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の声に耳を傾け、ニーズを行政に届けることで政策に反映され、よりよいまちづくりの実現ができました。 ○ 各種研修に参加し、情報収集することで、新たな政策の立案につなげることができました。 ○ 毎年の予算委員会、決算委員会において、財政運営が適正に行われているか審議しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の意見を反映し、議会主導の政策立案を理事者に提案するなど、議会としては一定の成果が得ているが、1人でも多くの『町民の声』を聴取し、政策に反映することが議会の役割であり、今後の研究課題である。 ○ 町民に対し、議会広報紙や議会のインターネット中継で情報を発信しているが、どのような方法で議会に関心を持っていただくことが、今後の課題である。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も、『町民の声』を政策に反映できるような方法を考え、1人でも多くの『町民の声』に耳を傾け、問題の解決に向けた情報収集や政策立案能力の向上を図るために各種研修に積極的に参加するように努めます。 ○ 議会等の政策及び活動報告については、議会だより並びにインターネット中継で周知しているが、よりわかりやすく発信する方法を考えていきます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例により、取り組みが推進されており、改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

- 議員の活動において、条例の趣旨を念頭に置き、尽力していただきたい。
- 町民に対する責任を果たしていくため、住民の声を反映するための政策提案、町政運営の監視、資質の向上に努めていただきたい。
- 町民からの信用度を高めるために、取り組まれていることやその成果について「見える化」を図っていただきたい。

第4章	見出しタイトル
執行機関の役割と責務等	<h1>町長の責務</h1>
<h2>第11条</h2>	

○ 条文 (PLAN)

(町長の責務)

- 第11条** 町長は、町の代表者として町民の信託にこたえ、まちづくりの基本理念を実現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければなりません。
- 2 町長は、毎年、町政運営の目標並びに方針を明示し、結果を公表しなければなりません。



まちづくりにおける町長が担う責務について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
まちづくりの基本理念を実現するよう、公正で透明で開かれた町政運営	H26 H28 ~29	全般	既存	町長タウンミーティングの実施	政策調整課
町政運営の目標、方針を明示し結果を公表	通年	財政	既存	施策方針及び決算報告の広報掲載	政策調整課
	通年	財政	既存	予算・決算報告・財務状況・中長期財政計画・財務書類の公表	総務課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
A	A			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町長タウンミーティングにおいて、町政運営の現状を説明し、今後の方向性、町長の考え方について示すことができました。 ○ 町政運営の公正性、透明性を担保するため、「広報かんまき」を通じて町政運営に関する情報を発信することにより共有を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町長タウンミーティングは町内全地域で実施していますが、地域によって参加者数に差がある状況です。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町長タウンミーティングは情報が行き届くよう、広報・町ホームページ等による周知の強化に努めながら、町民が参加しやすい場所や開催時間について検討していきます。 ○ 町政運営における目標、方針の明示、結果について、今後も引き続き広報・町ホームページ等で公表していきます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例により、取り組みが推進されており、改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ まちづくりの基本理念の実現のため、町長タウンミーティングや広報等により、今後も引き続き、町政運営に関する情報共有を推進していただきたい。

第4章	見出しタイトル
執行機関の役割と責務等	職員採用等
第12条	

○ 条文（PLAN）

（職員採用等）

第12条 町長は、職員の採用にあたっては、公募を原則とし、応募状況、採用結果について公表しなければなりません。

2 町長は、町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めなければなりません。

趣旨

よりよい行政サービスを提供するための人材確保としての職員採用と、現職の職員の能力向上について定めています。

○ 5年間の主な取組内容（DO）

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
公募を原則とし、応募状況、採用結果を公表	通年	人事	既存	職員採用に関する情報の公表	政策調整課
	通年	人事	既存	原則公募による職員の採用	政策調整課 教育総務課 図書館
職員の養成	通年	人事	既存	各種研修の実施	政策調整課
	通年	人事	既存	奈良県市町村職員研修センター主催研修等への参加	全課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
B	B			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ よりよい行政サービスの提供のため、臨時職員を含む職員の採用については原則公募で実施するとともに、その透明性を確保するため、採用情報も概ね公表しています。 ○ 庁内研修の実施、また各種研修への参加により、職員としての資質と能力の向上に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時職員の採用状況 (採用結果) については公表できていません。 ○ 研修メニューにおいて、多様化する行政サービスに対応しきれていないものもあります。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時職員の採用結果についても、公表に向けての検討をしていきます。 ○ 職員においては今後も積極的に研修に参加し、能力の向上に努めるとともに、研修の実施にあたっては、内容を見直しながら適切な人材育成を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 条例に基づき、職員研修を積極的に実施、また参加により職員を養成し、行政サービスの向上に取り組まれているので、引き続き推進していただきたい。

○ 臨時職員に関する事項については、採用に関する情報は公開されているが、結果については行われていない。特に、保健師などの採用状況については、公表することで町民の安心にもつながる。各課での人材確保の状況について、町民が把握できるよう、職員採用の結果を公表し透明性を高めていただきたい。

○ 公募や結果の公表をしにくい職種があるのであれば、例外規定について、逐条解説で明記していただきたい。

第4章	見出しタイトル
執行機関の役割と責務等	執行機関の責務
第13条	

○ 条文（PLAN）

（執行機関の責務）

- 第13条** 執行機関は、その権限と責任において、公正で誠実かつ迅速に職務を執行しなければなりません。
- 2 執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障しなければなりません。



まちづくりにおける執行機関が担う責務について定めています。

○ 5年間の主な取組内容（DO）

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
執行機関の責務	通年	全般	既存	「広報かんまき」・町ホームページ等を用いた説明責任の遂行	全課
	通年	全般	既存	例月監査の実施	会計課
	通年	学校教育	既存	「上牧町教育委員会会議」の開催	教育総務課
	H29	福祉	新規	「生活保護相談業務」のマニュアル作成	福祉課
町民の参画機会の保障	通年	全般	既存	各種計画の策定に係る審議会等への町民委員の選任	全課
	H26	全般	新規	「上牧町パブリックコメント手続きの実施に関する要綱」制定	政策調整課
	H26～	学校教育	既存	「上牧町地域パートナーシップ事業」への参画	社会教育課
	H28～	少子化	新規	結婚支援事業（マリッジサポーターの登録・育成）	こども支援課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
A	B			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「広報かんまき」・町ホームページにおいて、町の取り組み状況について報告することで、透明性を高めることができました。 ○ 各行政事務において、執行機関としての公正かつ迅速な職務の遂行に努めています。 ○ 町民のまちづくり参画制度としてパブリックコメント手続きに関する要綱を定めたことにより、計画等の策定における参画機会を保障することができました。また、総合計画や総合戦略の審議会委員の募集にあたっては、意見に偏りがないよう、年齢階層ごとの募集を行い、幅広く参画していただきました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメントについては、いただける意見の数が全体的に少なく、十分な実施期間の確保や実施時期が課題となっています。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、公正で誠実かつ迅速に職務を遂行し、執行機関の責務を果たしていきます。 ○ パブリックコメントについては、案件により緊急度の違いなどの制約はありますが、計画段階や素案を作る段階など、できる限り早い段階で町民が主体的に関わることができる運用を検討するとともに、周知方法や男女別の募集など、より幅広く意見を取り入れられるよう改善を図ります。 ○ 行政評価については、業務の改善につなげられるよう、検証において客観性を高める工夫を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 課題はあるものの、条例の制定により、町民の参画機会の拡充が図られているので、改善するべき点については、見直し等を検討していただき、方向性としてはこのまま町民の参画機会の拡充を推進していただきたい。

第4章	見出しタイトル
執行機関の役割と責務等	<h1>町職員の責務</h1>
<h2>第14条</h2>	

○ 条文（PLAN）

（町職員の責務）

- 第14条** 町職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければなりません。
- 2** 町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。



まちづくりにおける町職員が担う責務について定めています。

○ 5年間の主な取組内容（DO）

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
町職員の職務専念	通年	全般	既存	すべての行政事務における職務専念	全課
	H28～29	全般	既存	町職員の窓口接遇の改善	政策調整課
職務に必要な知識技能の向上	通年	人事	既存	各種研修への参加	全課
	H28～	人事	新規	人事評価制度の導入	政策調整課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
A	B			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町職員として、常に町民全体の奉仕者であることを自覚し、町民の利益のため、公正で誠実かつ効果的な職務の実施を心がけるとともに、待遇の意識についても高めることができました。 ○ 人事評価制度の導入により、公正で誠実かつ効果的に職務に専念し、職務に必要な知識、技能の向上を図ることができました。 ○ 各種研修に参加することにより、職務に必要な専門分野の知識、技能の習得することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度への理解と定着に時間を要する可能性があります。 ○ すべての職員が研修に参加できるよう、日々の業務のなかで、日程を確保することが難しい状況です。 ○ 課内における研修内容の共有が十分ではありません。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益のため職務に専念します。 ○ 人材育成の観点から、引き続き人事評価制度を実施していきます。 ○ 研修については、今後も積極的に参加するとともに、すべての職員が必要な研修に参加できるよう事務分担の調整、研修内容の情報共有を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ すべての職員が希望する研修を受講することは難しいと考えるが、職務に必要な知識、技能の向上を図るために、研修内容について情報共有できるよう工夫していただきたい。

○ 人事評価制度のあり方については、職員の知識や技能、意欲の向上につながるよう充実を図っていただきたい。

第4章	見出しタイトル
執行機関の役割と責務等	法令の遵守等
第15条	

○ 条文（PLAN）

（法令の遵守等）

- 第15条 町は、まちづくりに関する施策の公正性及び透明性を確保するため、常に法令を遵守し、そのための必要な措置を講じるものとします。
- 2 前項に規定する必要な措置については別途定めます。



町の法令遵守（コンプライアンス）義務について定めています。

○ 5年間の主な取組内容（DO）

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
法令遵守	通年	全般	既存	すべての行政事務における法令の遵守	全課
必要な措置を別途定める	H28 ～	体制強化	新規	情報セキュリティポリシーに基づく内部監査の実施	総務課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
A	A → C			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例等の改正も含め、すべての事務において、法令等に対応し遵守しています。 ○ 内部監査の実施により、セキュリティ基盤を強化できたと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての職員が同じ水準で意識を保ち、取り組む必要があります。 ○ 必要な措置として、条例等の整備ができていません。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、すべての事務において法令を遵守するとともに、内部監査等によるセキュリティ基盤の強化に努めます。 ○ 近隣自治体の事例なども研究しながら、町の実情に沿った制度の導入を推進するよう努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 第2項については、コンプライアンス条例の制定を趣旨とするものであり、制度の整備に向けての取り組みがないことから、自己評価の「A」評価は認められず、「C」評価とする。

第5章	見出しタイトル
町政運営	組織の編成
第16条	

○ 条文（PLAN）

（組織の編成）

- 第16条** 町は、社会情勢の変化に対応し、町民に分かりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を挙げるよう組織づくりを行うものとします。
- 2 町は、職員の適切な任用及び効果的な人員配置を図るものとします。
- 3 町の組織は、状況の変化に柔軟に対応し、縦割り行政の弊害をなくすうえにおいても相互の連携を図らなければなりません。



町の組織の編成についての町としての考え方や姿勢を示しています。

○ 5年間の主な取組内容（DO）

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
最小の経費で最大の効果をあげる組織づくり	H26 H30	体制強化	既存	行政組織の改編	政策調整課 総務課
職員の適切な任用及び効果的な人員配置	H27 ～29	人事	新規	専門職及び社会人枠職員の採用	政策調整課
縦割り行政の弊害をなくすための相互連携	通年	全般	既存	部局横断的な組織の編成	政策調整課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)					
第1項	第2項	第3項			
A	A	B			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度に「まちづくり推進課企画調整係」を「政策調整課政策調整係」として総務部に編入し、各部署における施策に関する基本的な調整、協議の窓口として配置したことで、参画・協働を基本とした政策の推進を図ることができました。また、平成30年度に子育ての利便性を図るため、住民福祉部に「こども支援課」を新設し、子育て支援の一元化を実現しました。 ○ 社会人枠を任用することで、職員の年齢構成等のバランスについて均衡化を測ることができました。 ○ 重要施策の検討を中心に、部局横断的な組織編成による取り組みが推進できました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織編成については、経費等に改善の余地を残します。 ○ 最上位計画である総合計画の策定や町の大きな課題解決に向けたプロジェクトについて、部局の垣根を越えて取り組みを実施しましたが、こうした部局横断的な取り組みの経験値がまだまだ低く、円滑な実施という面で課題が残ります。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も地域の情勢や住民ニーズに沿って、必要に応じて組織編成に取り組むとともに、部・課の縦や横の連携により、経費削減等を図ります。 ○ 職員配置については、今後も適材適所を図ります。 ○ 条例や計画の内部検証を行い、幹部職員が課題等を情報共有、意見交換をすることにより、部局にとらわれることのない取り組みの推進を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 部局横断的な取り組みの実施や組織編成にあたって残る課題については、職員の負担軽減も意識しながら効果的かつ効率的に取り組んでいただきたい。

第5章	見出しタイトル
町政運営	危機管理
第17条	

○ 条文 (PLAN)

(危機管理)

- 第17条 町は、町民、関係機関等との協力及び連携により、不測の事態に備えるため、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。
- 2 町は、危機管理体制のなかで自主防災機能の向上を図るため、町民の活動を積極的に支援します。



地震、台風などの自然災害だけではなく、地域における凶悪犯罪など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、町民、関係機関等との協力及び連携をもってまちの平穏を維持するための危機管理について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
危機管理体制の確立	H26～27	防災	新規	災害図上訓練の実施	総務課
	H28～	防災	新規	総合防災訓練の実施	総務課
	H28	住環境	新規	町内住宅の耐震化	まちづくり創生課
	H30	防災	既存	地域防災計画の見直し	総務課
	H29～	防災	新規	業務継続計画の策定	総務課
	通年	防災	新規	学校における危機管理マニュアルの作成	教育総務課
自主防災組織の向上のための町民活動支援	通年	防災	既存	自主防災組織の設立支援	総務課
	通年	防災	新規	災害時の応援協定の締結	総務課
	通年	地域活動支援	既存	上牧町自治連合会運営事業補助金事業の実施	政策調整課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
A	A			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種防災訓練の実施を通じて、参加者の自助・共助の理解を深めることができました。 ○ 住宅の耐震化については、県及び外部法人と連携し、講習会や補助事業の実施により、町民の理解が浸透してきています。 ○ 自主防災組織の設立、災害時の応援協定の締結、かまどベンチの設置のほか、マニュアルの作成、自治連合会による地域活動の支援により、安全・安心なまちづくりを推進できました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の対応として、各自治会、民生委員で把握している要配慮者名簿の提出が課題となっています。 ○ 防災訓練については、すべての住民に関わるものであるため、町全体に行き届くような周知が必要です。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、地域活動の支援や協定締結等による応援体制の強化、防災訓練の充実などを通じて、危機管理体制の強化を図っていきます。 ○ 要配慮者名簿の一元化を進めるにあたり各自治会、民生委員等横断的な体制を構築できるよう改善を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

<ul style="list-style-type: none"> ○ マニュアルの取扱いについては細心の注意を払うとともに、ハザードマップの作成など危機管理における情報共有にあたっては、町民の安全を最大限配慮した対応をしていただきたい。 ○ 地域ごとに自主防災組織が編成されているが、地域特性の異なる自主防災組織による補完体制や応援体制の構築に取り組んでいただきたい。
--

第5章	見出しタイトル
町政運営	総合計画等の策定
第18条	

○ 条文 (PLAN)

(総合計画等の策定)

- 第18条** 町は、総合的かつ計画的に町政運営を図るため、総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な町政運営に努めなければなりません。
- 2 町は、総合計画の策定、見直し並びに評価にあたっては、幅広く町民の参画を得て行わなければならない。

趣旨

本町の将来像を描く総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等とこの条例の関係性を定めています。また、総合計画の策定、見直し並びに評価に際しての幅広い町民の参画を得ながら行うことを義務づけるものです。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
総合計画及び都市計画マスタープラン等の策定	H29	全般	新規	上牧町第5次総合計画の策定	政策調整課
	H26	子育て	新規	子ども・子育て支援事業計画の策定	こども支援課
総合計画及び都市計画マスタープラン等の策定に町民参加	H27～28	全般	新規	上牧町総合計画審議会の設置	政策調整課
	H27	全般	新規	総合計画の策定に係る町民ワーキング会議の開催	政策調整課
	H28	全般	新規	総合計画の策定に係るシンポジウムの開催	政策調整課
	H28	全般	新規	総合計画の策定に係るパブリックコメントの実施	政策調整課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
A	B → A			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 数多くの町民意見が反映された、町民との協働による総合計画が策定できたことにより、総合的かつ計画的な町政運営の指針ができました。 ○ 総合計画の策定にあたっては、町民参画機会の積極的な確保が実現できました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合計画の進行管理における町民参画機会の確保が今後の検討課題となります。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 策定した総合計画については、PDCA サイクルをより機能させられるよう改善を図りながら、評価、見直し等を行い、適切な進捗管理を行います。 ○ 進行管理における町民参画の機会については検討を継続し、今後は確保していけるよう努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 総合計画の進捗状況については、現段階では策定までであり、策定にあたっては十分に町民参画を得られている。見直し、評価における町民の参画について課題を挙げているが、今後の取組課題であるため、達成度の評価としては「B」評価ではなく「A」評価と考える。

第5章	見出しタイトル
町政運営	説明責任
第19条	

○ 条文 (PLAN)

(説明責任)

第19条 町は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明しなければなりません。



町の各種政策についての町民への説明責任について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
説明責任	H26	全般	新規	上牧町まちづくり基本条例【概要版】の全戸配布	政策調整課
	H29～	全般	新規	上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略における検証結果の公表	政策調整課
	H26 H28 ～29	全般	既存	町長タウンミーティングにおける財政計画等の説明	総務課
	通年	行政サービス	既存	税に関する情報発信及び説明	税務課
	通年	行政サービス	新規	マイナンバーに関する情報発信	住民課
	H29	行政サービス	新規	受益者負担の適正化に関する案内	徴収課

○ **成果と課題 (CHECK)**

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

**5年間の取組状況
(達成度)** B

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「広報かんまき」や町ホームページ等の媒体を利用して町政に関する説明を行ったほか、財政計画については町長タウンミーティングにより、直接意見交換できる環境で説明することができました。 ○ 職員が説明責任の重要性について認識を深めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報、町ホームページとも情報発信は機能しているが、情報の拡散や双方向のコミュニケーションの面で課題が残っています。

○ **今後の方針 (ACT)**

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も町民へのわかりやすい説明を心がけます。 ○ 町民が情報収集に利用している媒体とその頻度について調査、分析し、町民ニーズに対応した情報発信について検証するよう努めます。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ **上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見**

○ 条例に則り、情報発信や工夫は積極的に図られているが、受け手のわかりやすさ、入手しやすさ、媒体の充実などの改善の余地を考えると「B」評価が妥当であると考えます。

第5章	見出しタイトル
町政運営	応答責任
第20条	

○ 条文 (PLAN)

(応答責任)

第20条 町は、公職者及び町民からの要望等については、迅速かつ丁寧に対応し、その記録を作成するとともに、定期的に公表しなければなりません。

2 前項に規定する事項については、別に条例で定めます。



町に対する要望等への対応と応答責任について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
応答責任	通年	全般	既存	自治会要望の記録	全課
	通年	行政サービス	既存	町民プール、体育館における利用者からの要望対応	社会教育課
条例の制定					

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
B	C			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会からの要望については、職員による迅速な対応や予算への反映も含めて可能な限り対応しています。 ○ 町営プールにおいて、利用者からの要望を受けて、小中学校の夏休み期間中の休業日の廃止、体育館の半面利用を実現することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の公正な職務の執行の確保に関する条例や公益通報制度の導入等は実施できておりません。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	C			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も、自治会や施設利用者からの要望には、可能な限り対応していきます。 ○ 定期的な公表に向けての条例の制定、制度の導入には、今後慎重に検討していきます。 ○ 公益通報制度の規定整備については、事例を研究し、町の実情に沿った制度の導入について検討を進めていきます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の制定については、検討を十分に深めることができていないため、現段階での改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 第2項について条例の整備ができていないのは残念。近隣で公益通報制度の整備に取り組まれているところもあるので、参考にしていきたい。

○ 要望等について、迅速かつ丁寧に対応する体制の構築も必要であるので検討していきたい。

第5章	見出しタイトル
町政運営	財政運営及び制度の整備
第21条	

○ 条文 (PLAN)

(財政運営及び制度の整備)

第21条 町は、総合計画を実施するため、中期及び長期財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営を図らなければなりません。

2 町は、財政計画を定めたときは、住民に分かりやすく公表しなければなりません。



町の財政運営に関する基本方針や考え方について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
総合計画実施のため中期及び長期財政計画を定め健全な財政運営	通年	財政	既存	中長期財政計画の見直し	総務課
財政計画の住民公表	H26 H28 ~29	全般	既存	町長タウンミーティングの実施	政策調整課
	通年	財政	既存	中長期財政計画の公表	総務課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
A	A			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度から上牧町第 5 次総合計画の基本計画に定めた施策の展開方向について、財政状況を踏まえて実施していくこととするため、中長期財政計画において進捗管理を行うこととしました。 ○ 財政計画については、町長タウンミーティングでの報告や町ホームページでの公表を通じて、町民にわかりやすく示すことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政運営について、すべての町民に対し、よりわかりやすくお知らせできるかが課題です。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中長期財政計画については、今後も引き続き、総合計画と連携し、見直しにおいては PDCA を機能させ、財源を効率的かつ効果的に充てられるよう努めます。 ○ 今後も、わかりやすい財政計画の公表に努めます。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 町民にとってよりわかりやすい周知など、運用面での工夫の余地はありますが、条例に基づいた財政運営、制度の整備が推進されている。今後も引き続き、総合計画と連携した中長期財政計画をもとに、効率的かつ効果的な財政運営に努めていただきたい。

第5章	見出しタイトル
町政運営	予算編成、執行及び決算
第22条	

○ 条文 (PLAN)

(予算編成、執行及び決算)

第22条 町長は、予算について、編成過程を含め、住民が具体的に把握できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。

2 町長は、町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定し、住民に分かりやすく公表しなければなりません。

3 町長は、住民が決算内容を理解できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。



町における予算の編成と執行、決算に関する町民への公表について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
予算編成の過程も含めて予算について公表	通年	財政	既存	町ホームページ等による当初予算概要の公表	総務課
予算の執行計画を策定し公表	通年	財政	既存	町ホームページによる予算執行状況の公表	総務課
決算内容の公表	通年	財政	既存	広報かんまき及び町ホームページによる決算成果に関する報告書の公表	総務課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)					
第1項	第2項	第3項			
A	A	A			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算については、編成過程を含め、町の主な施策を住民が具体的に把握できるようわかりやすく公表できました。 ○ 町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定し、住民にわかりやすく公表できました。 ○ 町民が決算内容を把握し、理解できるようわかりやすく公表できました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特にありません。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後もわかりやすい公表に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在は条例の趣旨に則って運用できておりますので、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 予算の編成、執行及び決算についてはホームページ、広報のなかでわかりやすく公表されておりますので、現状進められている取り組みを引き続き推進していただきたい。

第5章	見出しタイトル
町政運営	財産管理
第23条	

○ 条文 (PLAN)

(財産管理)

第23条 町長は、町が保有する財産を明らかにし、財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めなければなりません。



町が保有する財産の管理及び運用について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
財産管理	通年	財政	既存	固定資産台帳の整備	総務課
	H28	財政	新規	上牧町公共施設等総合管理計画の策定	総務課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況
(達成度)

A → B

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 財務書類の作成にあたり、固定資産台帳の更新について説明会を行い、固定資産台帳の整備ができています。 ○ 平成 28 年度には、公共施設等総合管理計画を策定することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産台帳の整備、公共施設等総合管理計画はできていますが、個別施設計画については、策定に向け取り組んでいるものの、策定には至っておりません。 ○ 各施設については、今後の適正な管理、運用が課題となります。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A → B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めます。 ○ 今後、公共施設等総合管理計画をもとに、個別施設計画の策定に取り組んでいますが、引き続き早期に策定できるよう、引き続き取り組みます。 	A → B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 固定資産台帳の整備と公共施設等総合管理計画の策定についてはできているが、この 5 年間で見たときに、条文中「財産の計画的な管理及び効率的な運用」については個別施設計画の策定までできてはじめて「達成した」と言えるのではないかと考えるため、「A」評価とは認められず「B」評価とする。

第5章	見出しタイトル
町政運営	財政状況の公表
第24条	

○ 条文 (PLAN)

(財政状況の公表)

第24条 町長は、財政に関する状況について、具体的な所見を付して分かりやすく公表しなければなりません。



町の財政に関する状況の公表について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
財政状況の公表	通年	全般	既存	施政方針及び決算報告の広報掲載	総務課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況
(達成度) **A**

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政状況について、条例の定めに基づき、毎年6月、12月に公表しています。また、公表にあたっては、健全化判断比率等の指標をあわせて、町民にわかりやすく示すことができました。 ○ タウンミーティングにおいて、町長就任以降、約90回開催し、多くの町民に財政状況に関する説明を行ってきました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特にありません。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政状況については、今後も引き続きわかりやすい公表に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在は条例の趣旨に則って運用できておりますので、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 条例に基づき、財政状況の公表に取り組まれていますので、今後も引き続き推進していただきたい。

第5章	見出しタイトル
町政運営	行政評価
第25条	

○ 条文 (PLAN)

(行政評価)

第25条 町は、効果的かつ効率的な行政サービスと行政運営の透明性の向上を図るため、客観的行政評価を実施し、その結果を公表するとともに、その評価に基づいて、町政運営の改善に努めなければなりません。

趣旨

行政評価の実施とその結果の公表等について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
行政評価	通年	全般	既存	各種計画等の検証	全課
	通年	財政	既存	中長期財政計画の見直し	総務課
	通年	学校教育	既存	上牧町教育委員会点検・評価報告書の作成	教育総務課
	H29 ～	全般	新規	上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略における検証及び検証結果の公表	政策調整課
	H29 ～	全般	新規	上牧町第5次総合計画の検証	政策調整課
	通年	体制強化	既存	情報セキュリティポリシーに基づく内部監査の実施	総務課

○ **成果と課題 (CHECK)**

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度) **B**

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的行政評価を実施することにより、現状把握を適正に行うことができ、今後の方向性についても評価に基づいて設定することができました。 ○ 情報セキュリティに関する内部監査においては、計画に基づき、監査人及び監査を受ける職員に対し研修を行っています。監査にあたっては、4つの監査グループに分けて各課の監査を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の計画、事業によっては公表できていないものもあります。

○ **今後の方針 (ACT)**

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、客観的行政評価を実施していくとともに、総合計画や総合戦略の検証において、個々に評価、公表できていない計画や事業を網羅した評価、公表できるよう改善を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ **上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見**

○ 現時点ですべての事務事業について行政評価及び公表ができているわけので「B」評価ということであるが、そのなかには中長期財政計画や総合戦略のなかで行政評価をされているものもあると考える。さらに今後、総合計画の評価が行われる際に、個別の事務事業を網羅した内容で公表できるようになれば「A」評価ということになるのではないかと考えるので、「B」評価ではあるが、今後も現状の取り組みを推進していただきたい。

第5章	見出しタイトル
町政運営	<h1>個別外部監査</h1>
<h2>第26条</h2>	

○ 条文 (PLAN)

(個別外部監査)

- 第26条** 町は、適正で効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者(以下「外部機関等」といいます。)に監査を実施させることができます。
- 2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、監査委員による監査に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができます。
- 3 町は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとします。ただし、当該監査を実施させないときはその理由を公表しなければなりません。

趣旨

外部機関等による監査制度並びに当該監査の実施請求、結果の公表等について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
個別外部監査					

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)					
第1項	第2項	第3項			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町による外部機関その他第三者による監査の実施はありませんでした。 ○ 住民からの個別監査請求がありませんでした。 ○ 住民からの個別監査請求がなかったため、結果の公表はありませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各項において請求はありませんでしたが、この条項の認知度や町政への関心が低いと考えられます。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
				○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正で効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、今後、必要に応じた監査の実施と住民から請求があった場合の対応について検討します。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで実績がないため、条例改正の必要性について検討する段階ではないと考えます。 		

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 実績がないため評価はできないが、今後の運用にあたっては、制度の周知や町による監査の実施や体制の整備を進めていただきたい。

第6章	見出しタイトル
情報の共有等	情報の公開及び提供
第27条	

○ 条文（PLAN）

（情報の公開及び提供）

第27条 町が保有する情報は、町民共有の財産であり、町は、別に条例で定めるところにより、情報を公開して町民の知る権利を保障しなければなりません。

2 町民が町政を理解し、まちづくりに参画し、協働できるよう、町は、町政に関する情報を速やかに分かりやすく提供しなければなりません。

趣旨

町が保有する情報の公開による町民の知る権利の保障と、まちづくりにおける町民の参画、協働の前提条件となる情報の提供について定めています。

○ 5年間の主な取組内容（DO）

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
情報公開による町民の知る権利を保障	通年	全般	既存	上牧町情報公開条例に基づく情報公開	全課
町政に関する情報提供	通年	行政サービス	既存	課税業務における公開可能な情報の台帳化	税務課
	通年	行政サービス	既存	納税者にかかわる事項についての情報提供	徴収課
	通年	全般	既存	公文書開示請求等による適切な情報の公開	総務課
	通年	介護・福祉	既存	介護支援専門員による認定情報の請求	生き活き対策課
	通年	議会	既存	上牧町議会の役割及び構成についての説明	議会事務局
	H29～	福祉	新規	上牧町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針及び実績の公表	福祉課
	通年	子育て支援	既存	保育所や学童保育についての募集案内、児童手当等の手続の案内、マリッジサポーターの活動等の情報提供	子ども支援課
通年	財政	既存	水道事業の経営状況の公表	上下水道課	

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
A	A			

取り組みの成果	取り組みの課題
<p>○ 各行政事務において、情報を公開し、町民の知る権利を保障するとともに、町政に関する情報を速やかに公表することができました。</p> <p>(公文書開示請求実績)</p> <p>○ 平成26年度 24件 平成27年度 6件 平成28年度 3件 平成29年度 7件</p>	<p>○ 特にありません。</p>

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<p>○ 今後も町政に関する関心を高めてもらえるような情報提供の方法を検討していきます。</p>		<p>○ 現在は条例の趣旨に則って運用できておりますので、条例改正の必要はないと考えます。</p>		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 公式行事の一元管理など、情報の公開、提供にあたり、庁内のシステムや体制等を構築し効率化を図っていただきたい。

○ 開示請求の手続き等、住民の利便性に配慮し、請求者の便宜を図っていただきたい。

第6章	見出しタイトル
情報の共有等	情報共有の推進
第28条	

○ 条文 (PLAN)

(情報共有の推進)

第28条 町は、具体的な施策若しくは制度により情報共有を推進しなければなりません。

趣旨

町民との情報の共有に際しての町としての義務を定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
情報共有の推進	通年	全般	既存	「広報かんまき」、町ホームページ等による町政情報の発信	全課
	通年	全般	既存	会議の傍聴	全課
	H26 H28 ～ 29	全般	既存	町長タウンミーティングの開催	政策調整課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況
(達成度) **A**

取り組みの成果	取り組みの課題
○ 町からの積極的な情報発信により、協働のまちづくりに必要な情報共有を図ることができました。	○ 町長タウンミーティングについては、地域により参加者数に差があります。 ○ 更なる情報共有を図るため、会議の傍聴者を増やす工夫が必要です。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
○ 今後も引き続き、協働によるまちづくりを更に推進するため、多くの町民と情報共有できるよう、情報発信の改善、充実に努めます。		○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 情報共有にあたっては、町民の関心を高め、参加者を増やしていくために、議論のテーマ設定、議論の方法、周知なども含めて工夫をしていただきたい。

○ 関係団体等には的確に伝わるような努力をしていただきたい。

○ 町民が自由に意見を寄せられるよう、幅広く受け付けていただくとともに、そうした意見を寄せやすくなるような周知にも取り組んでいただきたい。

第6章	見出しタイトル
情報の共有等	情報の収集及び管理
第29条	

○ 条文 (PLAN)

(情報の収集及び管理)

第29条 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければなりません。

2 町は、その保有する情報を速やかに提供できるよう、統一された基準により整理し、適正に管理及び保存しなければなりません。



町政運営に必要な情報の収集、管理及び保存について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
町政運営に必要な情報の収集	通年	全般	既存	インターネットの活用、県及び市町村との連携、各種研修への参加	全課
	通年	防災	既存	避難行動要支援者の情報収集	総務課
	通年	教育	既存	児童・生徒の学力の情報収集	教育総務課
	H29	住環境	新規	旧北葛6市町における水道事業の情報交換	上下水道課
	通年	財政	既存	滞納者等の財産調査	徴収課
	H28～30	住環境	新規	耐震及び改修補助事業に係る他自治体からの情報収集	まちづくり創生課
	通年	福祉	既存	近隣市町村との事務担当者会議の開催	福祉課
	通年	地域活動支援	既存	文化教室参加者へのアンケート調査の実施	社会教育課
情報の適正な管理及び保存	通年	体制強化	既存	情報セキュリティポリシーに基づく情報の管理	全課
	通年	体制強化	既存	上牧町役場文書管理規程に基づく文書管理	全課
	通年	防災	既存	避難行動要支援者情報の管理	総務課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)				
第1項	第2項			
A	A			

取り組みの成果	取り組みの課題
<p>○ 町政運営に必要な情報の収集及び情報セキュリティポリシーに基づく適切な情報の管理、保存が推進されています。</p>	<p>○ よりよいまちづくりの推進や行政サービスの提供に係る財源の確保のため、官民間問わず補助・助成制度の情報収集に努める必要があります。</p>

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<p>○ 今後も継続して、情報の収集に取り組むとともに、より広い視野で情報収集できるよう努めます。</p>	A	<p>○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。</p>		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 情報の収集、管理にあたっては、その後の活用についても十分に認識して取り組んでいただきたい。

○ 災害時においては、ひとつの対策では対応できないことがあり得るので、別の対策で賄えるよう、情報の収集や管理においても複数の対策を講じていただきたい。

○ 規程に従い廃棄される文書の中にも運営上重要で後世に残すべき文書がある一方で、町民にとって重要な情報が永年保存文書とは限らないので、情報の収集及び管理における今後の検討課題としていただきたい。

第6章	見出しタイトル
情報の共有等	個人情報保護
第30条	

○ 条文 (PLAN)

(個人情報の保護)

第30条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護について必要な措置を講じなければなりません。



町が保有する情報に含まれる個人情報の保護について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
個人情報の保護	通年	全般	既存	すべての行政事務における上牧町個人情報保護条例の遵守	全課
	H28	体制強化	新規	セキュリティワイヤーによる情報盗難防止	全課
	通年	体制強化	既存	施錠できるロッカーでの個人情報の保管	全課
	通年	体制強化	既存	情報セキュリティポリシーに基づく内部監査の実施	総務課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況
(達成度) **A**

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上牧町個人情報保護条例を遵守し、個人情報の取扱いには日頃から細心の注意を払い、適切に取り扱っています。 ○ 環境面の整備も整ってきていますが、個人情報の管理について職員間で声を掛け合うなど、意識の向上にもつながっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特にありません。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、個人情報の保護、適切な取扱いを徹底していきます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在は条例の趣旨に則って運用できておりますので、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 課内での意識の統一など運用面での改善点はあるが、この5年間において個人情報の保護に取り組まれている。今後更なる管理の徹底を進めていただきたい。

第6章	見出しタイトル
情報の共有等	<h1>選挙公報等</h1>
<h2>第31条</h2>	

○ 条文（PLAN）

（選挙公報等）

- 第31条** 町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示すように努めなければなりません。
- 2 町は、前項に示す町長及び町議会議員の選挙にあたり、候補者の氏名、経歴、公約等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに発行するように努めなければなりません。
- 3 選挙公報の発行に関する詳細については別途定めます。

趣旨

町長選挙及び町議会議員選挙に際して、各候補者による住民への公約を示すこと、並びに当該公約等を掲載した選挙公報の発行について定めています。立候補者は、どの様なまちづくりを行うのか町政に関する考え方は、町政を負託するにあたり住民にとって必要不可欠な情報であるため、「情報共有」の章で立候補者の公約及び選挙公報について定めています。

○ 5年間の主な取組内容（DO）

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
町長及び町議会議員の立候補者は選挙にあたり公約を示す	H26	選挙	新規	上牧町議会選挙及び上牧町長選挙における候補者の公約の明示	総務課
選挙公報の発行	H27	選挙	新規	上牧町議会議員選挙における選挙公報の発行	総務課
選挙公報の発行に関する事項は別途定める	H26	選挙	新規	上牧町議会議員及び上牧町長における選挙公報の発行に関する条例の制定	総務課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)					
第1項	第2項	第3項			
A	A	A			

取り組みの成果	取り組みの課題
<p>○ 平成 26 年 9 月に制定した「上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」に基づき、平成 27 年 4 月の上牧町議会議員選挙において選挙公報を発行しました。(全戸配布)</p> <p>○ 平成 27 年 4 月の上牧町議会議員選挙、平成 29 年 3 月の町長選挙において、選挙公報を発行し、候補者は町政に関する自らの考えを町民に示すことができました。</p>	<p>○ 特にありません。</p>

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<p>○ 今後も引き続き、選挙公報を発行し、立候補者が掲げる公約など町政に関する考えについて、町民が把握できるよう努めます。</p>		<p>○ 現在は条例の趣旨に則って運用できておりますので、条例改正の必要はないと考えます。</p>		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 選挙公報等については、立候補者に条例の趣旨を踏まえて尽力いただき、選挙公報の内容が充実したものになるよう、今後も引き続き取り組んでいただきたい。

第7章	見出しタイトル
参画と協働	まちづくり参画における町の責務
第32条	

○ 条文 (PLAN)

(まちづくり参画における町の責務)

第32条 町は、町民が自主的かつ主体的に行うまちづくりに参画する諸活動を尊重しなければなりません。



町民のまちづくりへの参画における町の責務について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
まちづくり参画における町の責務	通年	地域活動支援	既存	上牧町協働のまちづくり公募型補助金事業の実施	政策調整課
	H28	地域活動支援	新規	町民提案型バリアフリー基本構想策定支援補助金の交付	政策調整課
	H27 ～	地域活動支援	新規	町民主体で実施されるペガサスホールイベントの支援	社会教育課
	H28 ～	少子化	新規	結婚支援事業（マリッジサポーターの登録、育成）	こども支援課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況
(達成度) **A**

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金交付により、町民が自主的に取り組むまちづくり参画活動を支援することができました。 ○ 町民の参画により、地域の課題である結婚支援やまちの活性化について町民と協働で取り組むことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域課題の解決に向けては、より幅広い活用が期待されるところです。担い手を増やすため、周知方法を工夫すれば、更に担い手を増やせる可能性があります。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も町民が自主的かつ主体的に取り組むまちづくりに参画する諸活動について支援し、協働を推進するため、広報等においてより一層の周知を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 町民がより幅広く参画できるよう、参画機会を増やす努力や周知の工夫などに留意しながら、現状の取り組みを推進していただきたい。

第7章	見出しタイトル
参画と協働	審議会等
第33条	

○ 条文 (PLAN)

(審議会等)

- 第33条** 町は、町が設置する審議会その他の附属機関（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募を含めなければなりません。
- 2 町は、審議会等の会議及び議事録は公開しなければなりません。
- 3 町は、審議会等の開催の日時及び場所、審議項目などを、事前に広報紙等により町民に知らせなければなりません。ただし、非公開の場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。



町民のまちづくりへの参画における町の責務について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
審議会委員等に原則町民からの公募	H27 ～ 29	全般	既存	各種計画等の策定に係る審議会、協議会等における公募町民委員の選任	政策調整課
審議会等の会議及び議事録の公開	H27 ～ 29	全般	既存	各種計画等の策定に係る審議会、協議会等の議事録の公開	政策調整課
審議会等の会議の開催日時及び場所等の周知	H27 ～ 29	全般	既存	各種計画等の策定に係る審議会、協議会等の開催周知	政策調整課
	通年	教育	既存	教育委員会の開催等の周知	教育総務課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)					
第1項	第2項	第3項			
B	A	B			

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合戦略、総合計画、バリアフリー基本構想等各種計画の策定については、公募町民委員を含めた審議会、協議会を設置のうえ取り組みました。 ○ 会議や議事録については、条例に基づき概ね適切に公開、公表しました。 ○ 会議の開催情報についても、概ね適切に周知できました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民は参加していますが、年齢、性別等に偏りが見えます。 ○ 更なる情報共有を図るため、会議の傍聴者を増やす工夫が必要です。 ○ 会議の公開、議事録の公表、審議会等の開催情報の周知において一部実施できておりません。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公募町民の属性の偏りを解消するため、年齢、性別ごとの定数を設けて募集を行うことも検討していきます。 ○ 会議の公開、会議録の公表は徹底し、会議の開催については、適切な時期の周知（広報かんまきは当月発行分、町ホームページは開催1週間前）を心がけ、傍聴していただきやすくしていきます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

- 公募委員の選任については工夫が必要であり、町民が幅広くまちづくりに参画できるよう、今後更なる運用面での改善を図っていただきたい。
- 会議の公開、会議録の公表は引き続き推進していただきたい。
- 会議の開催周知については、住民の関心を高めるような工夫もしていただきたい。

第7章	見出しタイトル
参画と協働	<h1>住民投票</h1>
<h2>第34条</h2>	

○ 条文 (PLAN)

(住民投票)

第34条 住民は、町長に対して住民投票を請求することができます。

- 2 議会及び町長は、住民投票を発議することができます。
- 3 住民投票の実施に関する必要な事項は、別に条例で定めます。
- 4 町は、住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を最大限尊重するものとします。

趣旨

町の重要な政策判断が必要な事項については、住民に対する意思確認の手段として、住民投票ができることを定めています。

なお、この条例においては、住民投票の実施に関する詳細については、規定していません。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
住民投票					

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)					
第1項	第2項	第3項	第4項		

取り組みの成果	取り組みの課題
○ 請求がなく、条例等の制定は行っていません。	

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
				○
<p>○ 本町における住民投票制度については、個別設置型で対応することを視野に入れ、請求があれば適宜条例の制定を行うことを想定しています。</p> <p>○ この条項の意義を認識していただくための周知に努めます。</p>		○ これまで実績がないため、条例改正の必要性について検討する段階ではないと考えます。		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 対象となる政策や事業等を限定したり、住民投票に適さない人事、税など、対象としない内容について検討するなど、個別設置型での対応であっても予め考えておいていただきたい。

○ 住民投票にあたっての発案の手順や手続等の一般的な規定を要綱等で定めておくなどの工夫をしていただきたい。

第7章	見出しタイトル
参画と協働	まちづくり協議会
第35条	

○ 条文 (PLAN)

(まちづくり協議会)

- 第35条** 町民は、多岐にわたる課題等に総合的に対応し、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域の多様な主体で構成し、協働してまちづくり活動を行う組織として、まちづくり協議会を設立することができます。
- まちづくり協議会は、町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながらまちづくり活動を行うものとする。
 - 町は、まちづくり協議会の活動に対して必要な支援を行うことができます。
 - 町は、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、住民自治の一層の進展を図るうえにおいては、その意思を尊重しなければなりません。
 - まちづくり協議会の組織及び運営等に関する事項は別に定めます。

趣旨

本町のまちづくりを担うための住民自治を充実強化させるためのしくみとしてのまちづくり協議会の設立等について定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
まちづくり協議会	H28 ～ 29	地域活動支援	新規	まちづくり協議会先進地の視察	政策調整課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)					
第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	
		B			

取り組みの成果	取り組みの課題
<p>○ 先進地である滋賀県東近江市蒲生地区、長野県飯田市を視察し、まちづくり協議会の設立、取組内容、課題等について意見交換することができました。</p>	<p>○ 地域の特性に見合ったまちづくり協議会の設立を目指していますが、実現には主体となる住民の意思を尊重する必要があります。</p>

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<p>○ 今後は、上牧町と発展の経緯や地域性が似ている、まちづくり協議会が機能している自治体の視察を検討していきます。</p>		<p>○ これまで設立に向けた具体的な検討や働きかけはなされておらず、条例改正の必要性について検討する段階ではないと考えます。</p>		

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ まちづくり協議会は町民からの積極的な発議があり、自主的、自立的に組織され、動き始めることが大前提であり、現状としては、町民の機運が成熟せず研究の段階にとどまっているということであるが、今後さらにしっかりと考えていく機会を設けていくことが重要であり、そのための支援や環境づくりについては、行政としての役割を果たしていただきたい。

○ 町民にはこれからのまちを支える新しい仕組みについて考えていただき、行政とともに推進されるような運用を期待したい。

第8章	見出しタイトル
広域連携等	広域連携
第36条	

○ 条文 (PLAN)

(広域連携)

第36条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体、国及びその他の機関と互いに連携を図りながら協力しなければなりません。

趣旨

町の範囲を超えて、隣接の地方公共団体、国及びその他の機関(県を含む。)と互いに連携することにより、まちづくりを良好に進めることについて定めています。

○ 5年間の主な取組内容 (DO)

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
広域連携	H26	観光・地域活性	新規	ほっかつウォーキングマップの作成	政策調整課
	H27	地域活性	新規	ほっかつプレミアム商品券発行事業の実施	政策調整課
	H28～	移住促進	新規	すむ・奈良・ほっかつ！～移住プロジェクト～	政策調整課
	H27～	全般	新規	奈良県立大学との包括連携協定の締結	政策調整課
	H28～30	行政サービス	新規	7市町村による奈良県市町村税納税コールセンターの運営	徴収課
	H26～29	福祉	新規	西和7町障害者等支援協議会の運営	福祉課
	通年	情報基盤	既存	システム調達の共同化	総務課
	通年	環境衛生	既存	静香苑環境施設組合の運営	生活環境課
	通年	環境衛生	既存	葛城地区清掃事務組合の設置	生活環境課
	通年	環境衛生	既存	山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立	生活環境課
	通年	農業	既存	上牧町地域農業再生協議会の開催	まちづくり創生課
	通年	水道	既存	西和地区水道事業職員連絡協議会への参加	上下水道課
	通年	教育	既存	通級指導教室(ペガサス教室)の開催	教育総務課
	H27～	子育て支援	新規	病児・病後児保育事業	子ども支援課
	H30	行政サービス	新規	国保事業の広域化	保険年金課
	通年	議会	既存	奈良県、北葛城郡町村、王寺周辺広域市町村圏議会議長会への参加	議会事務局
通年	行政サービス	既存	横断検索ネットワークによる図書資料の取り寄せ及び貸出	図書館	

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況
(達成度) **A**

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政間の広域連携や相互協力において、近隣市町や民間事業者との関係における個別具体的な課題解決に向けて、幅広い取組分野での連携により対応することができています。 ○ 包括連携協定を締結している奈良県立大学をはじめ、県内の大学と教育や地域活性など様々な分野で連携を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特にありません。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	A			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化が進行するなか、ひとつの自治体だけですべての課題を解決できる時代ではなくなっています。財政運営においてもより効率化していけるよう、今後も広域連携、事業の共同化、組合の設立等を推進していきます。 ○ 今後も引き続き、県内大学との連携を推進していきます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在は条例の趣旨に則って運用できておりますので、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

- 各事務単位での連携は条例制定前からある程度あったと考えられるが、条例制定後にこれまでになかった地域活性や移住促進、子育て支援をはじめとする行政サービスなど共通する課題に関する連携が活発になっています。
- 行政間の連携は多くみられるが、民間団体等との連携が少ないので、官民間問わず積極的な連携を図っていただきたい。
- 分野ごとに連携が活発であるものとあまり進んでいないものがある。特に、防災に関しては、地域内での連携は進められているが、対向支援など実際に大きな災害が発生したときに必要となる広域連携についても取り組んでいただきたい。

第9章	見出しタイトル
条例の見直し	取り組み状況の評価
第37条	

○ 条文（PLAN）

（取り組み状況の評価）

第37条 町は、毎年定期的にこの条例の取り組み状況の評価し、その結果を公表しなければなりません。

趣旨

この条例による取り組み状況の評価とその結果の公表について定めています。

○ 5年間の主な取組内容（DO）

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
取組状況の評価	H27 ～	全般	新規	上牧町まちづくり基本条例における取り組みの成果及び評価の公表	政策調整課

○ **成果と課題 (CHECK)**

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

**5年間の取組状況
(達成度)** **B**

取組みの成果	取組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組状況の公表により、協働のまちづくりの進行状況や成果について町民と共有することができました。 ○ 町政運営における各制度においても、工夫した取組みや新たな施策の推進が図られるなど、一定の効果がありました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組状況の評価や公表については、改善の余地があります。 ○ 取組状況の自己評価のなかで、課題として挙げたポイント、取組みが不十分な部分について、行政としてどのような対応が適切なのか検討する必要があります。

○ **今後の方針 (ACT)**

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
	B			○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組みが不十分な部分を認識して「協働のまちづくり」が推進できるよう、より明確でわかりやすい評価、公表を目指します。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組みにおいて課題はありますが、一定の成果も上がっている状況です。運用面で改善を図る必要はありますが、条例改正の必要はないと考えます。 		○

○ **上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見**

- 取組状況については、この条例の趣旨を顕し、わかりやすく公表していただきたい。
- 取組状況の取りまとめにあたっては、労力をかけすぎず、効率的に実施していただきたい。

第9章	見出しタイトル
条例の見直し	条例の見直し
第38条	

○ 条文（PLAN）

（条例の見直し）

第38条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。

2 第1項に規定する検討を行う場合、住民主体の検討委員会を設けて審議しなければなりません。



この条例の検証と見直しについて定めています。

○ 5年間の主な取組内容（DO）

	実施年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
条例の見直し	H30	全般	新規	上牧町まちづくり検証委員会の設置	政策調整課
	H30	全般	新規	上牧町まちづくり基本条例検証委員会における町民委員の選任	政策調整課

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況 (達成度)					
第1項	第2項				

取り組みの成果	取り組みの課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30 年度が 5 年目にあたるため、検証委員会を設置し、これまでの運用状況を検証し、条例の見直しの必要性等について検討します。 ○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の委員については、定数 12 名のうち 5 名の町民委員を選任しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例中、他の条例や規則、要綱等で「別途定めます」としていながら、対応できていないところがあります。

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要
				○
<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の 5 年間に於いて、条例が目指している参画・協働によるまちづくりを推進していけるよう、検証で明らかになった課題に留意した見直しを実施していきます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 見直し方法については、検証委員会委員の承認を得て、適正に実施することができましたので、改正の必要はないと考えます。 		○

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例が施行された結果、どのような変化が生まれてきたのかに着目した洗い出しやとりまとめを心がけ、魅力的な評価書を作成していただきたい。 ○ 自己評価にあたっては、活動量 (アウトプット) と社会的変化 (アウトカム) が混在しているが、次の 5 年間の評価においては、社会的変化を指標とした評価を心がけていただきたい。

第9章	見出しタイトル
条例の見直し	条例の改正
第39条	

○ 条文（PLAN）

（条例の改正）

第39条 この条例の改正にあたっては、事前に、住民に改正の趣旨を説明し広く意見を聴く場を設けるとともに、条例改正後は、その内容を改正理由とあわせて公表しなければなりません。



この条例の具体的な改正の過程(プロセス)について定めています。

○ 5年間の主な取組内容（DO）

	実施 年度	分類		取組・事務等	担当課
		取組分野	新・既		
条例の改正					

○ 成果と課題 (CHECK)

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

5年間の取組状況
(達成度)

--

取り組みの成果	取り組みの課題

○ 今後の方針 (ACT)

[方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

取組方針・改善策等	方向性	条例改正の必要性	必要	不要

○ 今回の検証委員会での条例改正はありませんでしたが、参画・協働のまちづくりを推進するため、検証、見直しを行い、必要に応じて、条例改正を行う場合は、本条文に基づく対応が必要であるため、本条文の改正は不要であると考えます。

○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の意見

○ 今後、条例の改正を行う場合は、本条文に従って、適正に執行していただきたい。

參考資料

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
一般住民	小林 三紘	策定委員会副委員長	
	井尻 常正	策定委員会町民部会長（代理）	
	西田 久美子	策定委員会議会部会副部会長	
	藤村 安則	策定委員会行政部会長	
	吉田 義男	上牧町自治連合会会長	
町議会議員	遠山 健太郎	上牧町議会議員	
	東 充洋	上牧町議会議員	
町職員	西山 義憲	上牧町役場 副町長	
	阪本 正人	上牧町役場 総務部長	
学識経験者	中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授	副委員長
	新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授	委員長
	土山 希美枝	龍谷大学 政策学部 教授	

上牧町まちづくり基本条例検証委員会設置条例

(設置)

第1条 この条例は、上牧町まちづくり基本条例（平成26年3月条例第6号。以下「条例」という。）第38条第1項及び第2項の規定に基づき、条例の内容が社会情勢や町あるいは地域の状態など町を取り巻く状況に適合しているかどうかの検証を町民参画の下で行うため、上牧町まちづくり基本条例検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検証を行い、その結果を町長に報告する。

- (1) 条例の規定の趣旨にのっとった制度（以下「制度」という。）が整備されているか。
- (2) 制度の内容が社会状況に適合しているか。
- (3) 制度の実施状況を踏まえ、条例の内容が本町の現状に合ったものかどうか。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募町民
- (3) 町議会議員
- (4) 町職員
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 町長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱又は解任するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から平成31年3月31日までとし、委員に欠員が生じ補充した場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員（第3条第2項第3号及び第4号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に報酬を支給することができる。

2 委員が職務のため町外に旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年3月条例第2号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

(失効)

3 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。